

議案第六十五号

土地の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 財産の内容 土地

土地の所在地 三朝町大字森字天神六百十番地外二十一筆

土地の面積 一〇、〇一三・五平方メートル

二 相手方 三朝町土地開発公社

三 取得予定価額 一一七、三九三、八一〇円

四 取得の目的 町営住宅建設用地及び分譲宅地用地